

島根県報

号外第六八号

平成十五年四月五日
(土曜日)

目 次

選挙長告示

公職選挙法第百二十七条の規定による島根県議会議員一般選挙における無投票

選 挙 長 告 示

八束第二選挙区島根県議会議員選挙選挙長告示第二号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙における当選挙区の議員候補者は一人であつて、選挙すべき議員の定数を超えないから、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百二十七条の規定により投票を行わない。

平成十五年四月五日

八束第二選挙区島根県議会議員選挙選挙長 高野良美

八束第三選挙区島根県議会議員選挙選挙長告示第二号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙における当選挙区の議員候補者は一人であつて、選挙すべき議員の定数を超えないから、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百二十七条の規定により投票を行わない。

平成十五年四月五日

八束第三選挙区島根県議会議員選挙選挙長 高野良美

簸川第一選挙区島根県議会議員選挙選挙長告示第二号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙における当選挙区の議員候補者は一人であつて、選挙すべき議員の定数を超えないから、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百二十七条の規定により投票を行わない。

平成十五年四月五日

簸川第一選挙区島根県議会議員選挙選挙長 飯塚亮

飯石選挙区島根県議会議員選挙選挙長告示第二号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙における当選挙区の議員候補者は一人であつて、選挙すべき議員の定数を超えないから、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百二十七条の規定により投票を行わない。

平成十五年四月五日

仁多選挙区島根県議会議員選挙選挙長 飯塚亮

仁多選挙区島根県議会議員選挙選挙長告示第二号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙における当選挙区の議員候補者は一人であつて、選挙すべき議員の定数を超えないから、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百二十七条の規定により投票を行わない。

平成十五年四月五日

簸川第二選挙区島根県議会議員選挙選挙長告示第二号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙における当選挙区の議員候補者は一人であつて、選挙すべき議員の定数を超えないから、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百二十七条の規定により投票を行わない。

平成十五年四月五日

簸川第二選挙区島根県議会議員選挙選挙長 吉原弘次

号) 第百二十七条の規定により投票を行わない。

平成十五年四月五日

簸川第三選挙区島根県議会議員選挙選挙長告示第二号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙における当選挙区の議員候補者は一人であって、選挙すべき議員の定数を超えないから、公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）第百二十七条の規定により投票を行わない。

平成十五年四月五日

邑智選挙区島根県議会議員選挙選挙長告示第二号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙における当選挙区の議員候補者は一人であって、選挙すべき議員の定数を超えないから、公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）第百二十七条の規定により投票を行わない。

平成十五年四月五日

那賀選挙区島根県議会議員選挙選挙長告示第二号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙における当選挙区の議員候補者は一人であって、選挙すべき議員の定数を超えないから、公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）第百二十七条の規定により投票を行わない。

平成十五年四月五日

那賀選挙区島根県議会議員選挙選挙長 藤原義光

鹿足選挙区島根県議会議員選挙選挙長告示第二号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙における当選挙区の議員候補者は一人であって、選挙すべき議員の定数を超えないから、公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）第百二十七条の規定により投票を行わない。

平成十五年四月五日

鹿足選挙区島根県議会議員選挙選挙長 片山重政

浜田選挙区島根県議会議員選挙選挙長告示第二号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙における当選挙区の議員候補者は一人であって、選挙すべき議員の定数を超えないから、公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）第百二十七条の規定により投票を行わない。

平成十五年四月五日

浜田選挙区島根県議会議員選挙選挙長 大谷坦

出雲選挙区島根県議会議員選挙選挙長告示第二号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙における当選挙区の議員候補者は一人であって、選挙すべき議員の定数を超えないから、公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）第百二十七条の規定により投票を行わない。

平成十五年四月五日

出雲選挙区島根県議会議員選挙選挙長 来海弘明